

議案第14号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する
特定事業に係る契約の変更契約の締結について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に規定する特定事業に係る契約の変更契約の締結について、同法第12条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年富津市条例第30号）第2条の規定により議会の議決を求める。

- | | |
|-----------|--|
| 1 事 業 名 | 第2期君津地域広域廃棄物処理事業 |
| 2 事 業 場 所 | 富津市新富21番3 |
| 3 事 業 内 容 | 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る施設の設計・建設及び運営業務 |
| 4 契 約 金 額 | 変更前 82,645,739,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
変更後 90,147,689,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 5 契約の相手方 | 富津市新富21番3
株式会社上総安房クリーンシステム
代表取締役 高畠 豪 |

令和8年2月19日提出

富津市長 高橋恭市

提案理由

第2期君津地域広域廃棄物処理事業について、事業の実施主体である株式会社上総安房クリーンシステムより申し出のあった、賃金及び物価等の上昇を原因としたサービス対価の変更請求に基づき、当該事業に係る契約の変更契約を締結するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。